

令和4年10月20日

診断書料金の過徴収に伴うお詫びと返金のお知らせ

日頃より、横浜市スポーツ医科学センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、当センターにおいて、平成24年度以降発行の後遺障害診断書及び平成30年度以降発行の主に保険会社等への提出に用いる診断書を発行した際に、一部、条例で定められた金額(3,000円)を超える料金をお支払いいただいている事実が判明しました。対象となる期間と1通あたりの過徴収額は、以下のとおりです。(対象となるのは、3,000円を超える料金をいただいた診断書になります)

この度の事態を深くお詫びするとともに、お客様からいただいた診断書料金の内、過徴収となった分を返還させていただきます。

横浜市スポーツ医科学センターを信頼いただき、ご利用いただいたにも関わらずこのような事態となったことを改めてお詫びするとともに、今後、このようなことが無いよう、事務手続きの適正化に努めてまいります。引き続き横浜市スポーツ医科学センターをご利用いただけますようお願いいたします。

なお、対象となる皆様には、今月中にこの度の事態のご説明と返金額をお送りさせていただきます。対象となるにも関わらず、当センターからの連絡がない場合は、お手数でもスポーツ医科学センターまでご連絡をお願いいたします。

後遺障害診断書

	平成30年3月以前	平成30年4月 ～令和元年9月	令和元年10月以降
お支払いいただいた額	4,000円	4,320円	4,400円
条例で定める額	3,000円	3,000円	3,000円
過徴収額	1,000円	1,320円	1,400円

平成30年4月以降発行の診断書(主に保険会社等への提出用)

	平成30年4月 ～令和元年9月	令和元年10月以降
お支払いいただいた額	3,240円	3,300円
条例で定める額	3,000円	3,000円
過徴収額	240円	300円

横浜市スポーツ医科学センター
総務医事課
電話番号 477-5050